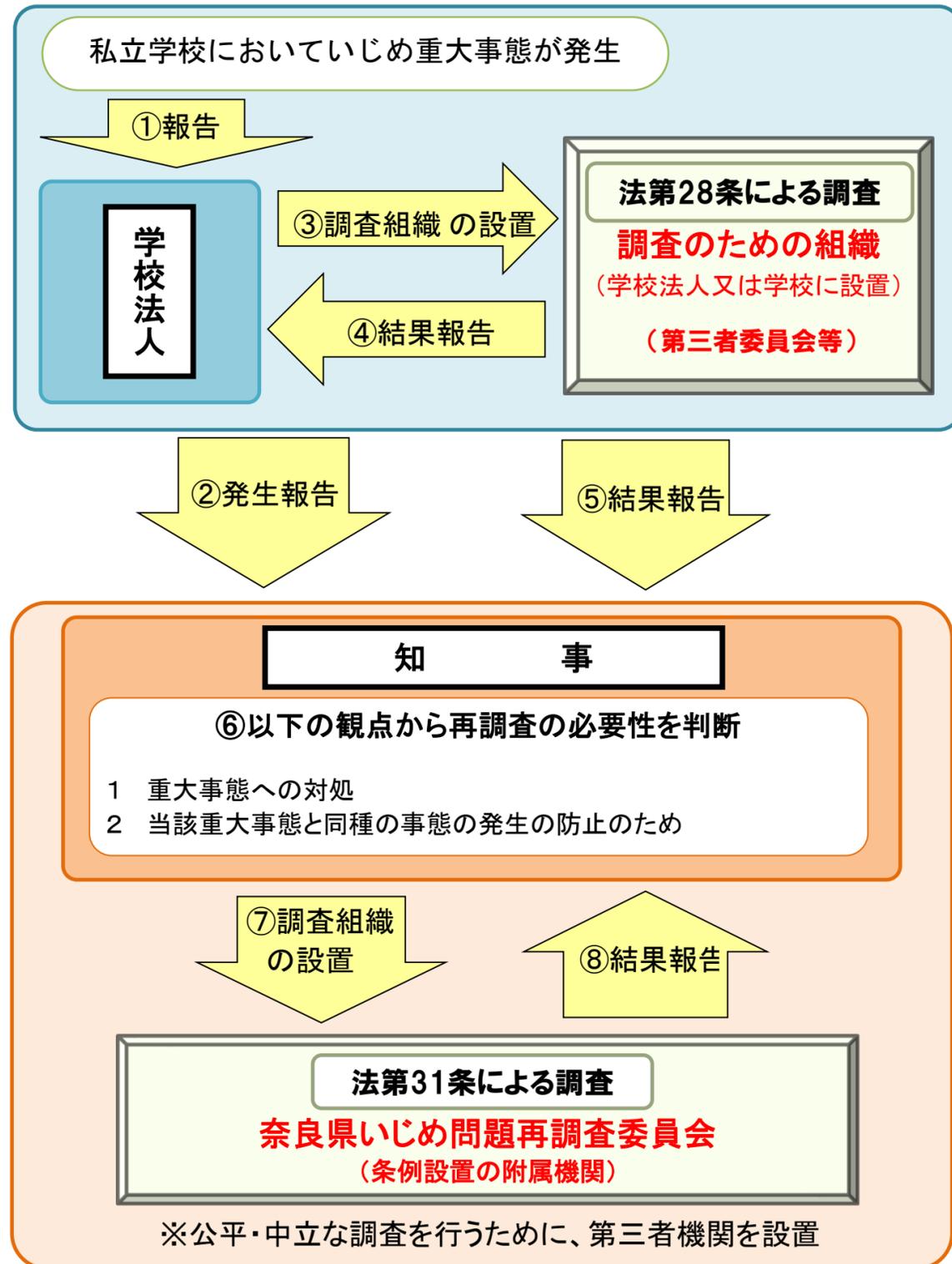


## 私立学校における『いじめ重大事態への対応』について



「重大事態」とは ～いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条 第1項～

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①学校において、いじめ重大事態が発生した場合、学校法人にその旨を報告。
- ②学校法人は、知事に対し、いじめ重大事態の発生を報告。
- ③学校法人は、調査のための組織(第三者委員会等)を設置し、調査。
- ④調査のための組織(第三者委員会等)は、国のガイドラインに沿って、重大事態に係る事実関係を調査し、調査結果を学校法人へ報告。
- ⑤学校法人は、調査結果及び再発防止に向けた取り組み等を、知事に報告。  
※被害者・保護者からの調査結果への所見がある場合は報告書に添付。
- ⑥知事は、学校法人の調査について
1. 調査によって判明した重要な事実や、事前に被害生徒等と確認した事項、学校の対応等について十分な調査が行われているかどうか。
  2. 調査委員の人選が公平・中立であるかどうかを検討し、再調査の必要性を判断。
- ⑦再調査の必要がある場合、知事は「奈良県いじめ問題再調査委員会」を設置し、国のガイドラインに沿って調査。
- ⑧奈良県いじめ問題再調査委員会は、重大事態に係る事実関係を調査し、調査結果を、知事へ報告。